

3限目

グローバル経済の拡大を支える 企業監査制度

中地 宏

LEC会計大学院教授(2005年4月より)/元日本公認会計士協会会長

text by Nakachi Hiroshi

今回は、企業監査制度に焦点を当てます。

資本主義社会では、株式会社が経済活動の中核をなしていますが、その主要な経営資源のひとつが、証券市場から調達する資金です。投資家は、株式会社の収益再生能力や財務の健全性を評価して投資の意思決定をします。投資家が判断する上で大きな手掛かりとなるのが株式会社の財務諸表であり、その質を担保するものとして、企業内容の開示制度の一環としての監査制度が育てられてきました。そこでグローバル経済におけるこの制度の役割とその変遷を説明します。

1. 企業監査制度とは

企業監査とは「企業が公表する財務情報の信頼性を高めるため、会計の職業専門家である公認会計士が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務情報が、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうか、自ら入手した監査証拠に基づいて判断し、その結果について、意見を表明すること」であり、それを制度化したものが企業監査制度です。監査とは、信頼できる財務情報を投資家に提供する制度であり、それによって投資家の保護および証券市場の信頼性の確立を図っています。

監査の最終目標は、財務情報の適正性について意見を表明することですが、具体的には財務諸表の勘定科目の一つひとつに分けて、会計処理の適切性と残高・取引高の妥当性を検証し、それぞれの監査証拠を入手します。そもそも、企業の経営者や会計責任者の行った会計処理には、経営判断が多分に含まれており、監査人は企業側の判断の適否を、自ら入手した監査証拠を評価することで確認していきます。そして、財務情報が全体として企業の実態を適切に表示しているかどうかを検討し、合理的な保証を得たと判断した段階で、財務情報の表示が適正であるという監査意見を表明します。監査意見の基礎には、監査証拠があるのです。なお、監査証拠を収集するため、監査のそれぞれの局面で実施される手続きが、監査手続です。

監査には常に的確な判断力が求められますが、これは訓練しなければ身に付きません。従って公認会計士は、職業専門家として専門能力を向上させる必要があります。また、監査制度が、信頼できる財務情報を投資家に提供する制度である以上、公認会計士は監査対象の企業から独立性を保っていません。なお、監査の質を一定に保つために設定されるのが「監査基準」であり、日本では金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会が意見書として公表しています。監査基準とは、一般に公正妥当と認められた監査実務の質を定めるものであり、公認会計士にとっては遵守、あるいは実施しなければならない最低限の要件を意味します。監査とは常に監査人の判断を伴うものであり、企業の監査上のリスクがそれぞれ異なる現状では、一律に監査手続を定めることは不可能です。そこで、監査人は監査基準で規定される最低限の要件をもとに、監査上のリスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、監査手続を選択するのです。

2. IAPCからIAASBへの転化

日本の監査制度は、終戦後、米国の財務諸表監査制度をモデルとして導入されたものであり、その後の改訂も常に、国際的動向の影響を色濃く受けています。

監査制度の国際的な流れをかたち作ってきたのが、公認会計士協会の国際的組織である国際会計士連盟(International Federation of Accountants / IFAC)であり、1977年に設立されました。当時はまだ、企業監査制度に対する社会的な認知度は低く「企業の公表する財務諸表が監査を受けているのか否かを明確に区別する必要がある」という認識が漸く、広がり始めた段階でした。

1982年IFACは、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee / IASC)と協約を結び、IASCが国際会計基準(International Accounting Standard / IAS)を作成し、IFACはその他の会計士業務を開発するという役割分担を行いました。

国際監査基準 International Standards on Auditing / ISA は従来、IFACの傘下にあった「国際監査実務委員会 (International Auditing Practice Committee / IAPC)」が作成していたのですが、2002年4月にIAPCは改組されて「国際監査・保証基準審議会 International Auditing and Assurance Standards Board / IAASB」となりました。これは、EU (欧州連合) が域内証券市場統合の一環としてISAの採用を検討するなど、ISAの世界的な重要性が増す中で、ISAの起草作業を強化し、透明性を高めることを目的としたものです。同時に、環境監査など非財務情報分野における保証 (Assurance) 業務も公認会計士の業務に含めることとし、IAASBによる監査基準の設定対象としました。これは、経済社会の変化に伴い、企業監査以外の分野でも公認会計士による保証機能が求められるようになったことによるものです。

3. 公認会計士監査制度の変遷

日本の公認会計士監査制度では、1950年に監査基準 (中間報告) が初めて公表されました。1956年に企業会計審議会は「監査基準の設定について」を公表し、監査人に求められる要件として、相当の専門的能力と実務上の経験、高度の人格、公正なる判断を下し得る立場の3点を明記しました。当初は、個人の公認会計士が株式会社を監査するというスタイルが主流でしたが、株式会社の大型化によって個人による監査が難しくなり、監査人側の組織化が進み、1966年の公認会計士法の改正によって、監査法人の設立が認められました。株式会社が多国籍企業へと発展し、欧米で社債を発行するケースが相次ぐようになると、海外の証券市場で日本の監査法人による監査証明が受け付けられないという事態が発生し、日本の監査法人と米国の大型会計事務所 (ビッグ・ファーム) との提携が進みました。監査対象である企業のグローバル化に伴って、日本の公認会計士監査制度も同様にグローバル化が進んだと言えます。さらに、数多くの粉飾や不正事件が発生したため、日本公認会計士協会は、新たな監査委員会報告を次々と公表し、公認会計士監査は質的に高度化し、量的にも拡大されてきています。

4. 「レジェンド」からエンロン破綻へ、そして信頼回復へ

1998年、山一証券や北海道拓殖銀行などの大型金融機関の経営破綻が相次いだのをきっかけに、当時の五大会計事務所 (ビッグ・ファイブ / Big Five) から、日本

の会計基準への信頼性に対する疑問の声が上がりました。ビッグ・ファイブの強い要求により、1999年3月期決算から、日本企業の英文アニュアル・リポート (年次報告書) の監査意見に「この財務諸表は、日本で一般に認められた会計基準と監査基準に準拠して作成されており、日本の会計基準に通じた利用者向けである」という文言を記載するようになったのです。これが、レジェンド (警句 / Legend Clause) と呼ばれるものです。

一方2001年、米国のエネルギー卸売大手の「エンロン」社が膨大な簿外負債の発覚に端を発して経営破綻し、同社を監査していたビッグ・ファイブのひとつ、アーサー・アンダーセンも組織ぐるみで粉飾を見逃していたとして有罪判決を受けました。そしてアーサー・アンダーセンは組織自体が消滅したのです。

公認会計士監査に対する世界的な信頼が大きく揺らぎました。監査対象である企業が証券市場から資金を調達するために監査済みの財務情報を公表しても、投資家はその信頼性を疑って株式や社債の購入をためらい、企業の資金調達に支障をきたすようになったのです。

2002年IFACは、財務報告と企業情報開示に関する信頼を回復する方法を模索するため、「財務報告信頼回復専門委員会 (the Task Force on Rebuilding Public Confidence in Financial Reporting)」を設置し、翌年、コーポレートガバナンスの強化や監査の有効性の向上などを勧告する報告書を公表しました。また、米国では同時期に、「企業改革法」(サーベンス・オクスレー法 / Sarbanes-Oxley Act) を制定し、監査人の独立性強化を図るため監査法人に対し、非監査業務の提供の禁止、監査担当パートナー等の定期的なローテーションなどを義務付けました。

こうして、監査人が「毅然とした態度」を堅持することが制度の面から強化されました。

鳥羽至英『監査基準の基礎』(白桃書房・1992)

1932年生まれ。1954年3月東京大学経済学部卒業。1957年6月米国ペンシルバニア大学ウォートン大学院卒業 (MBA取得)。1959年6月米国ペンシルバニア大学経済学部大学院修了。1962年4月下地公認会計士事務所勤務。1965年10月公認会計士登録。1969年11月等松・青木監査法人に勤務 (アメリカ合衆国居住)。1972年、日本人の公認会計士として初の米国公認会計士となる。1978年3月同監査法人代表社員就任 (帰国)。1996年11月黄綬褒章受章。1997年8月監査法人ナカチを設立、代表社員 (現職) ナカチ経営研究所会長 (現職) ナカチ公認会計士事務所会長 (現職)。1998年4月中央大学大学院国際企業関係法研究科客員教授。同年7月～2001年7月日本公認会計士協会会長。1998年7月～2001年8月金融庁公認会計士審査会委員。1998年6月～2001年1月金融再生委員会委員。1999年6月～2002年5月東京都参与。1999年12月～2001年1月法務省法制審議会商法部会委員。2000年9月2～2003年10月財務省税制調査会特別委員。2001年1月～2002年2月法務省法制審議会臨時委員。2002年4月勲三等旭日中受章。著書に『会計基準の改革と日本経済』(日本証券経済研究所・2001)、『現代監査の苦悩と挑戦-環境の変化のもとで、我が国監査制度展開の方向を探る』(『会計』1994年12月号) など多数。



4限目
公認会計が語るもの

5限目
組織活動を律する諸法令

6限目
組織活動と経営管理

7限目
会社の規模と会計基準

8限目
結語と補遺